

# 「東京都防災対応指針(仮称)」策定への提言

2011年11月21日

日本共産党東京都議会議員団

東京都は、「東京都防災対応指針（仮称）」の策定をすすめています。この「指針」を、どのような立場で策定すべきか、また、少なくともどのような施策を盛り込むべきかについて、知事に、以下のとおり提言します。

## 【目 次】

### 一、「指針」の策定にあたって重視すべきこと

- 1．東日本大震災の教訓を全面的にくみとる 1
- 2．石原都政 12 年の震災対策を検証し、弱点を是正する 3

### 二、具体的な提言項目

- 1．木造住宅密集地域の安全化 6
- 2．木造住宅の耐震化・不燃化 7
- 3．マンションの耐震化 8
- 4．都営住宅の耐震化 10
- 5．学校など公共建築物の耐震化 11
- 6．液状化・地盤対策 12
- 7．長周期地震動対策 13
- 8．上下水道、電気、ガスなどのライフラインの耐震化 15
- 9．鉄道の安全化 17
- 10．道路・橋梁の耐震化 19
- 11．河川の堤防・護岸などの耐震化 20
- 12．津波対策 21
- 13．東京湾、コンビナートの防災 22
- 14．消防・救急体制の抜本的強化 23
- 15．地域防災力の強化と防災コミュニティへの支援 24
- 16．防災まちづくりへの支援、避難場所や防災活動拠点の確保と整備 25
- 17．飲料水・食料・生活必需品などの備蓄の充実 26
- 18．災害時の医療体制の強化 27
- 19．障害者、高齢者、乳幼児など要援護者への支援 28
- 20．帰宅困難者対策 29
- 21．事業所防災体制の整備と中小企業 B C P 策定への支援 30
- 22．原子力災害対策 31

## 一、「指針」の策定にあたって重視すべきこと

「東京都防災対応指針（仮称）」の策定にあたっては、東日本大震災の教訓を全面的にくみ取ること、石原都政12年の震災対策を検証し弱点を是正すること、が重要です。

### 1. 東日本大震災の教訓を全面的にくみ取る

「想定外だった」ではすまされない。最新の知見に学びつつ、さらにそれを超える事態にも備えること
--

私たちは東日本大震災から、「想定外」という言葉が二度と許されないことを痛切に学びました。震災対策にあたっては、歴史的・地球の見地からみて、その地域で起こりうる、あらゆるタイプの地震、最大の規模・震度の地震を想定して備えることが、今回の大震災の最大の教訓です。

現行の「東京都地域防災計画」は、策定時、想定対象地震を、首都直下型地震の中から、東京湾北部地震と多摩直下地震の2つに限定しました。しかし、本来は、立川断層帯地震を含め、国の中央防災会議専門調査会がとりあげたすべてのタイプの地震を想定すべきであったし、少なくとも震度7が予測される地震は想定対象とすべきでした。

この点で、都は、東日本大震災の教訓をふまえて、是正の方向に進み始めています。先日開かれた東京都防災会議の地震部会では、今後想定対象とすべき地震として、従来の2つの首都直下地震に加え、海溝型地震の関東地震と、断層型地震の立川断層帯地震が挙げられました。さらに今後とも、たとえば津波地震（地震動から求められるマグニチュードの大きさに比して、大きな津波が発生する地震）など、最新の科学的知見や地球規模の歴史的事実などにも十分に目配りして、想定地震を検討するよう求めます。

想定する地震が変われば、被害想定項目が変わり、予防対策に求められる水準も変わります。地震部会は、海溝型の関東地震を想定対象に加えたことにより、これまで想定していなかった津波被害や長周期地震動被害を被害想定項目に列挙しています。さらに、土木構造物や建築物の耐震化基準も、新たな想定地震に対応しうるものに見直し、対策を講じるよう求めます。

また、想定を超える事態が起こることも考慮に入れて備えることも、課題としなければなりません。

## 津波と液状化に対する想定と対策を抜本的に見直し、強めること

現行の「東京都地域防災計画」は、東京湾においては台風等による高潮は想定していますが、津波については、仮に発生しても最高波高 1.2メートルと想定しているため、高潮対策用の海岸保全施設で十分に足りているという立場です。つまり、津波被害は実質的には想定されていないのです。

東日本大震災当日の 3 月 11 日、たしかに東京湾沿岸では、津波による直接の被害はありませんでした。しかし、海岸・運河付近の道路の防潮ゲートの閉鎖が津波第 1 波の到来に間に合わなかったこと、都営地下鉄で執務中の乗員・職員には津波警報が伝えられさえしなかったことなど、「結果オーライ」では済まされない事態が起こっていたことが、決算特別委員会での日本共産党都議団の質疑で明らかになりました。いずれも、“東京湾においては、津波被害は想定外”とする都の立場が要因となっていました。

3 月 11 日の津波は、気象庁の警報で 2メートル、晴海での観測で 1.5メートルと、想定を超えました。新たに想定対象となる関東地震では、より大きな津波の可能性があります。震源地によっては、東京湾内を直撃する可能性もあります。この見地で、東京湾でも、もちろん島しょでも、津波対策を抜本的に強化することが必要です。

東日本大震災では、「地盤災害」ともいえるべき事態が各地で発生しました。液状化現象が東北地方だけでなく関東地方でも広い地域で起こり、東京でも東部地域を中心に被害が発生しました。仙台市などでは、盛土した造成宅地で、地滑りによる被害が発生しました。東京でも多摩丘陵部の造成宅地での被害発生が危惧されます。

液状化や地盤沈下、側方流動などは、それ自体が都市と住宅の土台を破壊するとともに、津波などと複合して様々な被害を引き起こす原因となります。地盤の改善・強化のため、都として地盤調査と危険地域の安全対策を強めるとともに、都民がみずからのくらしと財産を守ることができるよう、地盤情報の公開・提供、地盤の診断と改良への技術的・経済的支援を拡充または具体化するべきです。被害にあった都民への経済的支援を拡充することも急がれます。

## 安全神話から脱却する立場で、原子力災害への対策を強めること

東京都も、福島第 1 原発事故から全面的に教訓を引き出さなければなりません。その核心は、原発の安全神話から脱却することです。

東京都内には原子力施設は存在しませんが、福島第 1 原発で事故が発生したことによる影響は、高い放射線量として、各地で顕在化しています。東京は浜岡原発から約 180 km、福島第 1 原発からは約 230 km の地点にあり、国の原子力安全委員会が定めた

EPZ(半径8~10km。なおIAEAは8~30kmと定めている)の外側ではありますが、もし東海地震によって浜岡原発にチェルノブイリ原発事故に匹敵する大事故が起これば、風向きによっては東京に深刻な放射能汚染が及ぶことは確実です。このような事態を想定して、都民の生命と安全を守るための指針を策定するべきです。そして、一刻も早く浜岡原発を廃止させるよう強力に働きかけるべきです。

以上の立場で、都が「東京都地域防災計画」の「震災編」だけでなく「原子力災害編」についても、根本まで掘り下げた見直しをおこない、必要な修正をするよう求めます。

なお、見直し・修正にさいしては、原発に批判的な学者・研究者を含めて、広く有識者、専門家の英知を結集し、都民に開かれた検討のもとに進めることが必要です。このことも、福島第1原発事故の、さらには日本の原子力政策の痛切な教訓です。

## 2. 石原都政12年の震災対策を検証し、弱点を是正する

「第一は自己責任原則」という立場を改め、都民の命と財産を守る自治体としての責任を果たすこと

東日本大震災の「教訓」として、石原知事は、第3回定例都議会の所信表明で、「行政による公助」には限界があるとし、自分の命は自分で守る「自助」と、隣近所の助け合いによる「共助」を、ことさら強調しました。

こうした姿勢は、もともと、石原都政スタート翌年の2000年12月に制定された「東京都震災対策条例」によるものです。この条例のように「第一は自己責任原則」(前文)とまで明記した震災対策条例を定めている都道府県は、全国で東京都だけです。

災害に直面した人が自分の命を自分で守ること、お互いに助け合って守ることは、知事に言われるまでもなく当然のことです。知事にまず求められているのは、都民の命と財産を守るという自治体の基本的使命を果たすため、行政の責任者としての自らの責任を果たすことです。

ところが、実際には、都が直接管理している都市インフラ(海岸・港湾、河川、道路・橋梁、ライフライン、公共施設)などの耐震化ですら、都が自らの責任を果たしているとは言いがたい実態があります(詳細は後述)。これまでのように対策を首都機能維持に限定せず、何よりも都民の安全を確保するという立場で防災対策をすすめ、財源を十分に確保することも含め、備えを万全にすることが急務です。

## 予防第一の防災対策へ立ちかえること

「東京都震災対策条例」は、その前身である「東京都震災予防条例」を改悪して制定されたものです。美濃部革新都政時代の1971年に制定された「東京都震災予防条例」は、その前文で「地震は自然現象であるが、地震による災害の多くは人災である」として、都が都民の生命と財産を守るために、震災の予防対策に全力をつくすことを表明しました。この条例にもとづき、木造密集地域対策としての白髭東防災拠点（墨田区）の整備や広域避難所の整備などが進みました。

石原都政は、“行政の主導による予防中心では限界がある” “都民の自己責任原則を基本理念にすえる”と言明して、この条例を名称も含めて改めましたが、その結果は、震災対策の全般的な後退でした。条例にもとづく「震災対策事業計画」が3～5年に1度策定されてきましたが、2008年度の事業予算は、石原都政になる前の1997年度の半分以下に、石原都政発足の1999年度と比べても1,000億円以上も減らされました。最新の「震災対策事業計画」は昨年度までで期限が切れていますが、いまだに総括もされず、今年度以降の計画も作られず、空白が生じています。

予防対策の重要性は、東日本大震災の教訓でもあります。今回の大震災では、各地で、その土地の地形や地質、危険要因にみあった予防対策が、大きな力を発揮しました。岩手県普代村では防潮堤と水門が命を守り、仙台市などの宅地造成地では地滑り対策の本格的実施が被害を軽減しました。東京都は、いまこそ予防第一の震災対策に立ちかえるべきです。

東京一極集中の危険を直視し、一極集中路線を転換するとともに、大都市ならではの災害に備えること

石原都政は、超高層ビルを林立させ、大型道路優先の大規模開発による「都市再生」を進め、昼間人口と自動車・物流の都心部への集中を加速させて、東京をいっそうの超過密都市にしてしまいました。

これにより東京は、長周期地震動、広域火災、高速道路や鉄道の交通パニック、帰宅困難者問題など、これまでの人類が大地震時に経験したことのないような被害が、複合的かつ大規模に発生する危険に満ちた、地震に弱い都市になってしまっています。

ドイツのミュンヘン再保険会社が作成した災害リスク指数で、東京は第1位の710であり、第2位のサンフランシスコの167と比べても、格段に危険な都市に位置づけられています。

巨大都市ならではの災害に備えるとともに、東京へのこれ以上の一極集中をあらため、東京を安全とゆとりの都市へ変えていく、「都民が主人公」のまちづくりへの根本的転換が必要です。

## 二、具体的な提言項目

### 1. 木造住宅密集地域の安全化

#### 【提案】

木造住宅密集地域の整備においては、「倒れない、燃えない」街づくりを中心に据え、事業の推進にあたっては、住み続けられること、住民の合意を大原則とし、行政や民間ディベロッパーなどによる上からの一方的な方針のおしつけ、住民の追い出しはおこなわないこと。

木造住宅密集地域の整備を促進するにあたっては、一つひとつの住宅を耐震化し、燃えにくい外壁構造にしていくことや、消防車が入れるようスミ切りをするなど修復型のまちづくりを基本とし、そのための制度や助成を抜本的に拡充すること。住宅の建て替え・共同化を通じて、不燃化・耐震化を推進するとともに、避難路や避難場所の確保をすすめること。そのためにも、建替えや共同化に対する助成や、借家人等にたいするコミュニティー住宅建設、公共用地の確保を支援すること。

住民の不安や疑問にこたえ、合意を促進するため、大学などの研究機関やNPOなどの専門家による相談・支援体制を拡充すること。

#### 【提案理由】

木造住宅密集地域の整備においては、一部の新聞でも報じられたような、住民の追い出しを促進することはあってはなりません。そのようなやり方は、住民の合意や納得は得られず、逆に整備は停滞してしまいます。

震災時、東京で大規模な被害が想定されるのは木造住宅密集地域ですが、何よりも倒壊による被害を防止することが重要です。倒壊を防止すれば、住民による初期消火も可能となり、延焼も防止できます。そのためにも、「整備地域」を対象を限定している東京都の木造住宅耐震化助成を、密集地域全体に拡大するとともに、助成率の引き上げ、高齢者・障害者など災害弱者のいる世帯への上乗せなど制度の抜本的拡充が必要です。

修復型のまちづくりをすすめるためにも、住民や区市町村の費用負担を軽減する制度の拡充が大切です。建て替えや共同化による不燃化・耐震化、コミュニティー住宅や共同建て替えによる避難路や避難場所の用地確保などのための支援も重要です。

## 2. 木造住宅の耐震化・不燃化

### 【提案】

住宅の耐震化は、所有者の自己責任という都の基本姿勢を改め、住宅の耐震化こそ、震災から都民と地域・まちを守るための行政の最大の課題と位置づけること。

木造住宅耐震化の抜本的促進のため、助成対象地域を都内全域に拡大し、助成額を抜本的に引き上げる、高齢者や障害者のいる世帯への上乗せをおこなう、1部屋や1階のみなど部分的改修も対象にするなど、費用負担の軽減をはかること。区市町村と協力し、耐震改修事業を地域経済の振興策、福祉のまちづくりとの連携事業としても位置付け、中小企業の振興、バリアフリー化やリフォームと結合させ、推進すること。

### 【提案理由】

東京都は、「住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則をふまえ、建物所有者等によって行われることを基本とする」と建物所有者に責任をおしつけたため、都の役割はもっぱら「技術的な支援」ときわめて消極的なものとなり、助成も「公共的な観点から必要のある場合」のみに限定されてしまいました。しかも、実際の対象地域はさらに「重点化・効率化」との理由をつけ、木造住宅密集地域の一部である「整備地域」にしばられています。

都民への啓発も大事ですが、「自分でやってください」「お金もだしません」では、都民が「倒れたらしょうがない」「耐震化にまわす経済的余裕がない」という不安や躊躇をのりこえる後押しをすることはできません。基本姿勢の誤りは、耐震化の到達点に重大な遅れをもたらしています。耐震改修計画では、10年間に34万戸の耐震改修が必要とされているにもかかわらず、都の助成ですすんだ耐震改修はこの5年間にわずか300件あまりで、その0.1%にも満たないのです。このため、都の住宅の耐震化率は2009年度末で79.8%にとどまり、このペースでは2015年度に90%という目標には遠くおよびず、90万戸以上の耐震性不足の住宅を残すこととなります。

こうした東京都の住宅耐震化の立ち遅れは、静岡県が地震対策アクションプログラムで「かけがえのない県民の生命を守ります」と明確にうちだし、全県を対象にした助成制度を構築し、東京都の30倍以上の耐震改修助成をおこない、耐震化率90%の目標実現を見通せる到達点をきずいていることと、はっきりとした対照をなしています。

### 3. マンションの耐震化

#### 【提案】

全棟調査を、東日本大震災の影響と来るべき大震災への備えのそれぞれの角度から詳細におこない、ふさわしい対策をすすめること。

管理組合への親身な相談体制を拡充し、合意形成を支援すること。

マンションの耐震診断・改修への助成率・上限を抜本的に引き上げ、改修をおこなう管理組合の費用軽減をはかること。人命を守る立場から、共用部分やマンションの1、2階部分の耐震化など、部分改修についても助成するなど、制度の拡充をおこなうこと。

リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置などのエレベーター閉じ込め防止装置の設置について、既存マンションもふくめて義務付けを検討し、助成をおこなうなど、エレベーターの地震対策を強化すること。震災時でも、早期に救出し、迅速に復旧させるための体制を強化すること。

家具、電気温水器、受水槽、高置水槽などの転倒防止について呼びかけ、必要な支援をおこなうこと。

備蓄倉庫の設置、震災や津波時に避難所となるマンションとの協定締結などをすすめるとともに、必要な支援をおこなうこと。

#### 【提案理由】

都内の非木造共同住宅の耐震化率は2009年度末で84.9%であり、約46万戸が耐震性不十分であると推計されます。また、耐震性が不足するとされる新耐震基準以前のマンションのうち、耐震診断をおこなっていないものも17.3%（平成19年度都市整備局調査）にのぼっています。東日本大震災では、都内でも、断水、外壁の亀裂・剥離、液状化、エレベーターの閉じ込めなどの被害が発生しており、マンションの耐震診断・改修促進もまったなしの課題です。

2011年度補正予算で、マンションの全棟調査が決まりましたが、被害の調査、耐震診断の有無と耐震性能、耐震改修の意向、修繕積立金の状況、管理組合の運営状況、避難経路や備蓄の確保、訓練の状況などについて、詳細な調査をおこなうべきです。

マンションの耐震改修にあたっては、管理組合の合意形成の困難が大きな課題となっています。東日本大震災をうけ、改修への機運が高まっているときだけに、時宜を逃さ

ず、専門家による親身で適切な支援をいっきに強化することが求められています。耐震相談アドバイザー派遣については、区市町村によって、制度がないところから全額区が負担するところまで大きな差があります。東京都の助成を大幅に拡充し、活用をすすめるべきです。

東京都のマンション改修助成割合は、耐震診断が1 / 6、改修は  $23\% \times 1 / 4$  にとどまっており、本診断、設計の2 / 3、改修の1 / 3を助成する横浜市などと比較して、低い水準です。また、耐震補強では、共用部分に限定して、1、2階の弱い部分を補強するだけなら、多大な費用負担もなく、合意形成も比較的容易であり、かつ命を守るために効果があるといわれます。

東日本大震災では、エレベーターの閉じ込め事故が全国で200件以上発生しました。建築基準法改正により2009年9月から新規マンションについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置が義務付けられましたが、既存マンションについては、都内でも地震時完成運転装置の設置は7割にとどまっているといわれています。

東日本大震災では、温水器の転倒などにより、階下の住宅に被害が生じています。これらの被害を最小限におさえるため、必要な支援策をおこなうことも求められています。

震災後も、マンションに住民がとどまり続けられ、また、地震や津波からの避難所としての機能が発揮されるならば、都や区市町村の負担軽減にも、周辺住民の安全の確保にもつながります。

## 4. 都営住宅の耐震化

### 【提案】

都の直接的責任である都営住宅については、耐震化が必要と考えられる推計約 10 万戸の都営住宅を 2015 年度までに 100%耐震改修をおこなうこと。  
建て替え対象としながら当面の建て替え計画がない建物は耐震改修を施すこと。

### 【提案理由】

都営住宅 26 万 5 千戸のうち、10 万 4000 戸は耐震性があるとされています。残る 16 万 1000 戸のうち、これまでの耐震診断（約 11 万戸）により、耐震改修が必要とされたものだけでも 8 万 2 千戸にのぼっています。これから推計すると、都営住宅の耐震化率は 6 割程度であると推計され、2009 年度末の東京都内の住宅の耐震化率 79.8%を大きく下回っていることを直視しなければなりません。

耐震改修が必要な都営住宅は約 10 万戸あると推計されるにもかかわらず、現在の都営住宅耐震化整備プログラムでは、改修が必要な住宅を約 5 万戸と推計し、27 年度まで毎年 3000～3500 戸の改修をおこなうとしているだけであり、大幅な見直しが求められています。

また、都の計画では、建て替え対象となる都営住宅については、耐震改修の対象から外されているが、そのなかで、建て替えの計画もはっきりしていないものが多数取り残されています。

## 5. 学校など公共建築物の耐震化

### 【提案】

東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化を早期に完了させること。  
公立・私立の小中学校、高校、幼稚園の施設耐震化への支援を強め、早期に完了させること。

### 【提案理由】

消防署、警察署、都立学校、都立病院、災害対策本部が設置される庁舎等の施設につづけて、「耐震化整備プログラム」で指定した「東京都が所有する防災上重要な公共建築物」(477棟)の耐震化を早期に完了させることは、都の責務です。

今年4月時点で、都内の区市町村立小中学校の耐震化率は94%ですが、遅れている自治体では、老朽化した施設が多く、改築も合わせておこないたいが予算がないなど、財政困難が理由となっています。耐震化工事と同時に実施する関連工事についても補助対象とすること、Is値0.3以上の施設の耐震化への補助を拡充すること、国に対し補助単価の拡充を求めることなどが必要です。

私立学校の耐震化率は79%です。遅れが目立つ幼稚園(75%)で、個人立の園への補助率を高めるなど、実情に合った支援の拡充が必要です。

## 6. 液状化・地盤対策

### 【提案】

都民が、みずからの住居などの地盤の現状(地質柱状図など)や、過去の土地履歴(災害履歴、施工履歴、埋立履歴)などの情報を、十分に得ることができるよう支援すること。都みずからの追加ボーリング調査や、区市町村および民間機関との協力によって、より精度の高い情報を集め、都民が容易に閲覧できるようにすること。都民がみずから宅地地盤の診断および改良工事を行なう場合に、必要な技術的援助と費用の助成などを行なうこと。

宅地や住宅の販売会社に対し、購入予定者への地盤の品質説明、対策工法と費用などについての専門家による説明を義務づけること。

大地震時に滑動崩落等の恐れがある大規模盛土造成地の変動予想調査をおこない、住民に情報提供すること。改修への支援も、市町村との協力で進めること。

東日本大震災で住宅の液状化被害を受けた都民への経済的支援を拡充すること。

### 【提案理由】

東京東部の各地で発生した土地の液状化現象、多摩丘陵部の造成宅地で発生が危惧される地滑りや崖・擁壁崩壊などに対して、予防対策の強化が急がれます。

3月11日の地震発生時には、東京ガスによる都内1,700カ所の測定の結果、地盤が軟弱な東部地域だけでなく、杉並区など区部西部、さらに多摩地域の丘陵部の100カ所近くで、震度5強が記録されました。八王子市の丘陵地では震度6も観測されました。今後想定の対象となる立川断層帯地震では、中央防災会議専門調査会の想定で震度7が想定されています。大正関東大震災でも、多摩の丘陵部では各地で震度7が観測されました。市長会からは、多摩の丘陵地の地質および地下構造の調査の実施が、来年度予算要望として提出されています。区部の場合、多くが宅地造成規制区域からはずされていますが、都の調査でも急傾斜地崩壊危険箇所は592カ所におよびます。

国土交通省は「既存造成宅地擁壁の耐久性に関する実態調査」を実施し、築後30年を超えると危険度が半数を上まわることを確認し、「宅地擁壁は、築後おおむね20年を超えたら目視による劣化調査を実施することが望ましく、40年を超えたものは必ず行うべきである」と呼びかけています。市町村と協力して劣化調査を実施し、個人での改修が困難な場合、市町村と協力して改修への支援を検討すべきです。

## 7. 長周期地震動対策

### 【提案】

都内の超高層建築物における、東日本大震災の状況と影響について全棟調査をただちに実施すること。

長周期地震動への対策について、 構造物、 外壁パネルなど非構造物、 エレベーター対策、 照明・オフィス器具・家具の落下、転倒防止など室内の安全確保、水や食料備蓄などの避難対策など、それぞれの側面から調査し、必要な指導をおこなうこと。

長周期の揺れに、短周期の揺れが重なることによる超高層ビルの中層階での変形など、東日本大震災で新たにあらわれた問題について、調査し、早急な対策をおこなうこと。

国際競争力強化の名のもとに、首都東京に超高層ビルを乱立させる路線が、東京の安全にとってどのような影響を及ぼすのか検証すること。

### 【提案理由】

今回の大地震は、超高層ビルに対し、最大片幅 60 センチ以上、10 分間の揺れをもたらしました。被害は、エレベーターの停止、配管破損による水漏れ、家具の転倒などのほか、中層階で回転するような揺れが生じてコンクリートのはく奪や天井落下が起きるなど、「想定外」の新しい動きから深刻な被害が生じたことも特徴です。また、かつて経験したことのないような揺れにより、「生きた心地がしなかった」「余震が怖くて戻れない」など心理的生理的に深刻な影響がうまれていることも、見逃せない問題です。

今回の地震は、首都圏の超高層ビルを襲った初めての本格的な長周期地震動であるだけに、全棟での地震の状況と影響を詳細に調査することが重要です。そのことによって、耐震対策の必要性や緊急性について、全体的な課題と対策とともに、個別ビルのそれについても明らかにすることができます。

とくに中層階での回転するような揺れは、想定外の動きであり、外壁の落下などが生じれば、人命にかかわる大事故が発生しかねないだけに、早急な検討・検証が必要です。

国の指針が再来年度までには出される方向ですが、家具やオフィス機器の固定、高耐震エレベーターの設置などすでにその必要性が明確になっている対策について、事業所や所有者任せにせず、都の責任で点検をおこない、必要な改善を指導することが求めら

れています。

超高層ビルの乱立の路線と、これらが林立する地区を耐震上問題がないとして「地区内残留」地区として避難場所がなくてもよいとされることについても、真剣な検証が求められています。とりわけ超高層マンションについては、エレベーターやライフラインが停止したときに、高齢者世帯などが暮らし続けることが可能なのか、最大片幅 60 cm の揺れが 10 分間も続き、「生きた心地もしない」という深刻な心理的生理的影響を受けるところが住宅としてふさわしいのか、どのようにそれを防ぐのか、大量の人口を集中させることによって被災後には大量の帰宅困難者をうみだすことをどう考えるのか、などの観点について、真剣な検討を加えることが重要になっています。

## 8. 上下水道、電気、ガスなどのライフラインの耐震化

### 【提案】

電力事業者に施設・設備のいっそうの耐震化を求めること。病院や学校、避難場所・避難所、社会福祉施設はもとより、幼稚園、保育所などの自家発電設備の設置を支援すること。

電力事業者とともに、電線類の地中化を促進し、電柱の倒壊による停電や道路閉塞を防止すること。

震災による停電時にも、自立運転により電気使用が可能な太陽光発電、電気・水道停止時にも、非常用水としてタンク内のお湯が使用できる太陽熱利用機器の設置を促進すること。避難施設として貢献する事業所やマンションの自家発電装置設置にたいして支援をおこなうこと。

東京ガスの経年管や震災時にガス漏れを引き起こしやすい白ガス管の取り換えをはじめ、設備耐震化の実施状況を点検し、より規模や震度の大きな地震への対応をはかるよう求めるとともに、復旧計画の再検証を求めること。

発災時にも水道・トイレが使用可能となるよう、耐震継ぎ手管の設置など送配水管の耐震化、浄水施設など施設の耐震化、自家発電設備の設置、マンホールの浮上防止、下水処理場・下水管の耐震化などをすすめること。

低地の沿岸部に多く設置している水再生センター施設の津波防護壁の設置、地盤のかさ上げをおこなうこと。

断水時の飲料水・トイレ等の確保について抜本的な強化をおこなうこと。

### 【提案理由】

東日本大震災では、全国で、のべ 460 万戸を超える停電、約 40 万戸のガスの供給停止、200 万戸以上の断水、下水道では全国で 200 施設が稼働停止等になったほか、1000 キロ以上の管きょが被害を受けるなどライフラインが大きな被害を受けました。都の責任で、また業者と連携して、ライフラインの耐震化を急速にすすめなければなりません。

阪神大震災では 1 万本もの電柱が倒壊し、停電とともに、道路閉塞をひきおこしました。電柱の耐震化をすすめることが必要です。

住宅用の太陽光発電・太陽熱利用機器の導入は、震災時のエネルギー供給とともに、温暖化ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止にも貢献することになります。都の制度の

いっそうの拡充が求められています。

東京ガスのこれまでの、首都直下型地震の被害想定は、供給停止が 200 万件、復旧には 55 日程度かかるとされています。より規模や震度の大きな地震への対応をふまえ、より被害をおさえる耐震化計画をすすめるとともに、震災時の破断などからのガス漏れによる火災を防止することが求められます。

都内上下水道については、2009 年度現在、耐震継ぎ手管率は 26%、浄水施設耐震化率は 0%、配水地耐震施設率は 53%、自家発電設備容量率 51%、下水道管とマンホールの接続部の耐震化も数%、下水処理場の耐震化も今後 20 年間かかるとされ、更新すべき下水管も 1 万 4000 km に達するなど、いずれも不十分な到達にとどまっています。耐震化とバックアップ機能の抜本的な拡充が求められています。

また、首都直下地震が発生したときには、水道の復旧には現状では 30 日間、耐震継ぎ手管への取り換えがすすむ 2019 年度でも 20 日間を要するなどとされます。施設の耐震化が不十分な中でも発災した場合でも都民に水が供給され、トイレが確保されるよう、応急給水用設備の整備、多様な災害トイレの確保、し尿の回収・運搬体制などの対策を拡充すべきです。

## 9. 鉄道の安全化

### 【提案】

都営地下鉄はもとより、都内で運行する鉄道の耐震化については、震度7を想定し、構造物の液状化や耐震性について総点検し、必要な対策を緊急に促進すること。発災時に、安全確認をおこない、万全を期したうえで、早期に運行を再開するために、安全確認の態勢について、鉄道事業者とともに点検し、適切な補強をおこなうこと。駅の避難誘導、保線など安全にたずさわる現業職員のリストラ・外部委託の路線を転換させること。乗客の避難誘導や情報提供、施設の点検のためにも、被災時の連絡・通信網の確保をはかること。地下鉄をはじめとする鉄道各社において、地震・津波による水害を想定し、必要な対策・訓練をおこなうこと。

### 【提案理由】

立川断層帯をまたいでいる京王電鉄は、「東京都地域防災計画震災編 別紙資料」で「高架橋については…原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐えうるように考慮している」(17頁)としています。立川断層帯地震では、震度7が想定されており、これをふまえた耐震化がなされているか総点検し、橋梁の橋脚や橋げたの落下防止など施設の耐震化をおこなうべきです。

東日本大震災では、長く続く地震により、盛土造成地の土砂崩れ、液状化などが発生しました。これらによる鉄道の土木構造物や軌道、周辺からの土砂災害などの危険性について点検し、必要な対策を講じるべきです。

鉄道の安全確保については、安全確認の態勢づくりに万全を期し、災害時の混乱による犠牲や安全が確保されないままに再開されることでの事故が生じないようにすることがまず重要です。そのうえで、すみやかに運転を再開されることが求められています。

そのためにも、駅職員、工務・電気などの現業職員をはじめとした安全確保のための体制づくりが重要です。この間、経費節減のために、人員削減、駅業務や保線の丸ごと外部委託化・子会社化がすすめられてきました。震災に対応できるだけのマンパワー、点検体制が整っているのか、熟練した職員が不足していないか、防災訓練は十分におこなわれているかどうかを検証し、必要な措置を講ずることが重要です。

国土交通省の調査によると、乗客の誘導でも、施設の点検でも、「一般電話や災害時

優先以外の携帯電話がつながりにくく……時間を要した」と多くの鉄道事業者が回答しています。震災時に携帯電話がつながりにくくなるのは当然であり、無線や衛星電話など震災時にも機能が損なわれにくい通信・連絡網を確保することが求められています。

東京都交通局では、豪雨などによる浸水は想定しているものの、津波がきたときの議論はしていません。鉄道各社、とくに地下鉄は、地震、津波でトンネルに亀裂が入らないように耐震化すること、発災時にトンネルの亀裂を点検する体制、津波と液状化の複合による堤防の決壊などによって水が浸入しないように地下入り口を点検する体制など、地震・津波に対する水害を想定し、対策と訓練をおこなうことが求められます。

## 10. 道路・橋梁の耐震化

### 【提案】

緊急輸送道路等に架かる橋りょうの耐震化を早急に完了させるとともに、緊急輸送道路等以外の都道の橋りょうの耐震化も、「中長期計画」を前倒しして完了させること。

### 【提案理由】

1996 年度におこなわれた全国いっせいの「道路防災総点検」の結果、都道に架かる橋りょうのうち 558 橋に耐震補強が必要とされました。それらのうち、都は現在、緊急輸送道路等に架かる 413 橋（建設局所管 401 橋、港湾局所管 12 橋）の耐震化を優先し、2015 年度までに 100%に到達させることを計画（「10 年後の東京」）に掲げていますが、昨年度までの進捗率は 66%にとどまっており、大幅なテンポアップが必要です。

緊急輸送道路等以外の橋りょうも、都民の安全にとって重要です。対象となっている 157 橋の耐震対策を 2028 年度までに完了させるというのが都建設局の「中長期計画」ですが、これでは 17 年も先の話になってしまいます。

## 11. 海拔ゼロメートル地帯など東部低地帯の浸水を防ぐ河川の堤防・護岸などの耐震化

### 【提案】

都が管理する東部地域の河川の堤防・護岸などについて、新たな想定にもとづき総点検し、耐震化を「レベル1」地震対応で2015年度までに完了させるという都自身の目標を、津波対策、液状化対策と合わせ、緊急にやりとげること。

すでに「レベル1」地震対応の耐震化を完了しているところについては、「レベル2」対応に目標を引き上げて、耐震補強を計画的に進めること。

### 【提案理由】

地震などのさいに、津波や高潮が海から河川をさかのぼり、海拔ゼロメートル地帯などを浸水させる事態を、未然に防がなければなりません。堤防・護岸の耐震性を強め、とくに地盤の液状化によって沈下することのないように対策を急ぐ必要があります。国土交通省は、荒川の堤防でも液状化により最大2mの地盤沈下が起こる可能性を指摘しており、対策が急がれます。

決算特別委員会での日本共産党都議団の質疑によって、東京東部地域の河川の堤防で耐震化が必要な総延長は約165kmで、うち68kmの耐震化が残されていることが明らかになりました。「2015年度までに100%完了」という都自身の目標達成のためにどうするのか、具体的な答弁はありませんでした。

国土交通省は、河川の堤防・護岸の耐震化は、「レベル1地震動」(過去の地震発生の時間的経過からみて、構造物の使用期間中に1～2回発生すると考えられる、中規模の地震動)と「レベル2地震動」(その地域で考え得る最大規模ではあるが、構造物の使用期間中には1回も発生しないかもしれないような、発生確率の極めて低い地震動で、海溝型の関東地震や内陸直下型の阪神淡路大震災などが相当)の両方に対応する対策を講じるか、もしくは「レベル2」対応の対策を講じる必要があると示しています。

現在、都が進めている河川堤防・護岸の耐震化は「レベル1」対応であり、それすらできていない堤防・護岸が残されているのです。これらへの対策を早急に進めるとともに、全体を「レベル2」対応の対策に高めて進めていくことが求められます。

## 12. 津波対策

### 【提案】

東京湾における津波の新たな想定にもとづいて、防潮堤、護岸、水門、防潮扉(陸こ  
う)など海岸保全施設を総点検し、必要な整備・耐震化を緊急にすすめること。  
津波による浸水危険地域にある福祉施設や事業所など多数の人が出入りする施設  
にたいしては、津波対策の指針(ガイドライン)を都として策定し、周知すること。  
平時より、津波からの緊急の避難路、避難方法を明確にしておき、住民や事業者に  
周知徹底すること。避難場所・避難施設として、一定以上の高さの建物を確保し、利  
用できるようにするため、建物所有者・管理者との協定を推進し、ひろげること。

### 【提案理由】

「大規模地震が切迫しているので、大規模地震と高潮が重なる最悪の事態にも耐えら  
れるよう、耐震対策と老朽化対策を早急に実施」するためとして、2007年3月に都が  
策定した、海岸保全施設の緊急整備計画にもとづく耐震対策を、早期に完了させる必要  
があります。

現在、防潮堤が必要な海岸保全区域 62.1 kmのうち、整備済みは 51.8 kmで、うち  
耐震対策が必要なのは 3.8 km、そのうち耐震対策がされていないものは 1.5 kmです。  
また、内部護岸の整備が必要な区域 47.2 kmのうち、整備済みは 31.1 km、うち耐震  
対策が必要なのが 13.6 kmで、完了したのが 8.5 kmです。それぞれ緊急に必要な整備  
を完了させることが必要です。

津波から命を守るためには、あらゆる地震をも想定してハード面の予防対策に努めて  
おくとともに、もし想定を超える大津波が襲っても逃げ切ることができるように、ソフ  
ト面の備えも心がけておくことが必要です。東日本大震災からの、この重い教訓から全  
面的に学んで、対策を講じることが必要です。

### 13. 東京湾、コンビナートの防災

#### 【提案】

東京湾岸に林立する石油タンク等危険物施設の安全対策を、抜本的に強化すること。このため、国まかせにせず、都みずから湾岸の関係自治体と協力して、岸壁の地盤情報を入手し、地域ごとの対策を検討すること。

#### 【提案理由】

東京湾を大地震が襲った場合、危惧されるのは、激しい震動とともに、大きな津波、地盤の液状化や側方流動、沈下などが複合して、甚大な被害を引き起こすことです。

東京湾岸には、石油コンビナート、火力発電所、LNG発電所、化学工場を含む各種の工業施設が集中し、海上には多くの船舶が停泊または航行しています。国土交通省の検討会がまとめた報告書では、これらの施設の破損や船舶の衝突などによって、東京湾内に燃料や化学物質が流出すれば、大火災が引き起こされるだけでなく、物資の輸送、さらに火力発電やLNG発電への燃料輸送が長期にわたって困難となり、電力供給がストップすることが警鐘乱打されています。東日本大震災では、津波火災が湾内だけでなく内陸部にまで火災をひろげました。また、地盤に深く打ち込んだビルの柱・杭が、液状化によって浮き上がり、それを津波が襲ってビルをなぎ倒すという複合災害が発生し、被害を拡大しました。

ところが、現在進められている国の調査には、企業の所有地の地盤調査はありません。都は国に調査と検討を求めるだけで、みずから主体的に対策に乗り出す姿勢を欠いています。専門家は、液状化対策のための地盤の調査が不可欠と強調し、自治体のイニシアチブを求めています。

## 14. 消防・救急体制を抜本的に強化する

### 【提案】

消防車・救急車、ハイパーレスキュー隊や重機などを、それらを担う人員とともに緊急に、一定区域ごとにバランスよく配備するなど、消防・救急体制を抜本的に強化すること。

### 【提案理由】

東日本大震災では、東京消防庁のハイパーレスキュー隊などが被災現地で貴重な役割を果たしました。その経験もふまえ、さらに拡充することが求められます。

東京での大地震について、都の現行の被害想定では、東京湾北部を震源とする直下地震が発生した場合、火災で焼失する家屋は 31 万棟にもおよぶとされています。今後、東日本大震災の教訓をふまえた被害想定の見直しがすすめば、火災の被害想定がより大きなものになると予想されます。ところが、昨年度の時点での都の消防ポンプ車の整備は、人口 10 万人あたりの台数が全国 46 位、救急車は全国最低です。

また、地震によって全壊する建物は、十数万棟におよぶと想定されています。建造物の倒壊は、火災をいっそう激しくし、消火・救助活動や、復旧の重大な妨げになります。これを取り除き、人命を救助したり道路を確保するための重機やクレーン車を、都はそれぞれわずか 8 台と 3 台しか所有していません。

これらを抜本的に増やし、一定区域ごとに配備できるようにするとともに、これらを使って活動する消防隊員・職員も増員する必要があります。

## 15.地域防災力の強化と防災コミュニティへの支援

### 【提案】

消防署と防災設備(防火水槽なども)を地域にきめ細かく配置すること。消防設備は、住民の初期消火活動に役立つよう、使いやすいものを使いやすい場所に配備すること。井戸の役割と活用も重視すること。

消防団への支援を拡充すること。

住民による地域の危険要因の点検と安全化をはかるとりくみを支援すること。

各地で生まれている防災コミュニティづくりの事例を積極的に紹介・普及するとともに、財政的援助を含め、都としての支援策を具体化すること。

災害時支援ボランティアの育成に努めること。

学校教育でも、地域においても、防災教育の取り組みを充実させること。

### 【提案理由】

災害時には、初期消火活動や機敏な救助活動など、初動段階で地域住民が果たす役割がきわめて重要です。これに対する行政の支援を、地域の実情に沿って拡充することが求められます。

地域社会の自主防災組織である消防団は、これまでも重要な役割を果たしていますが、担い手の高齢化などにより、機能と組織の維持が困難になっていることにも留意して、都の支援を発展・拡充する必要があります。

地震などの災害時に、地域や集合住宅に住む人々が助け合うことができるよう、普段から人間的交流を深め、協働でイベントを企画・運営し、防災についての話し合いや準備・訓練を重ね、それがいざというときに力を発揮している防災コミュニティづくりの事例が、東京でも各地で生まれています。行政がこうした取り組みを紹介・普及し、住民の自主性・自発性を尊重することを前提に、必要な援助をおこなうことが重要であり、戦争中の行政の事実上の末端組織としての「隣組」を復活させるかのような発想は戒めるべきです。

ボランティア活動への支援と育成、住民一人ひとりが防災意識を高め、防災のための正確で有効な知識と技能を持てるようにする取り組みを充実させることも重要です。

## 16.防災まちづくりへの支援、公園など避難場所や防災活動拠点の確保と整備

### 【提案】

地域の特性に応じた防災空地・防災活動拠点の確保など、防災地区づくりを区市町村と協力してすすめること。また、住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修への助成・援助をおこなうこと。

一時(いっとき)集合場所や避難所を、地域にきめ細かく確保すること。

災害の予防、延焼遮断帯の形成、災害時の救出・救助活動の拠点、避難場所、復旧対策などに活用できるオープンスペースとして、十分な面積をもつ都立や区市町立などの都市公園をふやすとともに、防災用トイレの整備などをすすめること。ヘリコプター活動拠点の整備をすすめること。

### 【提案理由】

災害時に、地域コミュニティを守る活動の拠点となる安全な施設や、近隣の人々が避難場所へ避難する前に、一時的に集合して様子を見る場所である一時(いっとき)集合場所(学校のグラウンド、神社・仏閣の境内等)の確保、家屋の倒壊・焼失などで被害を受けた人または現に被害を受けるおそれのある人を一時的に受け入れ、保護するために開設する避難所(学校、公民館等の建物)、延焼火災などの危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所(大規模公園、緑地等のオープンスペース)について、それぞれが機能を果たすことができるよう、広域自治体である都が、区市町村とともに、十分な確保と整備に責任を果たすことが必要です。

## 17. 飲料水・食料・生活必需品・燃料などの備蓄を充実する

### 【提案】

都民および帰宅困難者のための飲料水、食料、生活必需品、燃料などの備蓄は、全体としては少なくとも一週間分以上は確保できるよう、都として各方面に働きかけと支援をおこなうこと。都としては、帰宅困難者はもとより、とりわけ被害のひどい地域への対応を長期間できうるよう、備蓄を大幅に増やすこと。

上記の備蓄および支援にあたっては、非常食や水、毛布、担架、医療・衛生用品、ラジオ、非常用電灯、携帯トイレ、着替え、おむつ、アレルギー対応食、燃料、電池など幅広い物資を備蓄対象とすること。

都や区市町村の物資が、各地域、各家庭にもれなく供給できうるよう、備蓄所を確保すること。

消火とともに、避難者支援にも重要な役割を果たす給水車を抜本的に増やし、きめ細かく配置すること。

### 【提案理由】

東北大震災では、被災地によっては数ヶ月の間、食料や衣服、医薬品などの不足に耐えなければなりません。東京のような夜間人口も昼間人口も過度に集積している地域では、従来程度の備蓄では、とうてい対応できません。

スイスでは、2ヶ月分を目安として備蓄をおこなうことを定めています。

## 18. 災害時の医療体制の強化

### 【提案内容】

災害拠点病院をさらにふやし、医薬品・医療用品・資器材の備蓄等についても拡充する。また、地域の中小病院への支援を強化し、「災害支援病院」として整備すること。都内の病院の耐震化率100%を早期に達成する。また、病院の自家発電設備や非常用電力確保への支援を拡充するとともに、診療所も対象にすること。

災害医療派遣チーム「東京DMAT」のチーム数をさらにふやす。また、精神科医や臨床心理士等による「心のケア派遣チーム」設置支援事業を実施すること。

発災時に区市町村が設置する「医療救護所」の整備、医薬品・医療用品・資器材の備蓄等への支援を実施すること。

保健師の増員をはじめ、保健所の体制を拡充・強化すること。

### 【提案理由】

東京都は、地域医療を担う都立病院の統廃合をすすめてきました。町の民間中小病院も、国の診療報酬削減や医師不足により、どんどんなくなっています。

しかし、東日本大震災でうきぼりになったのは、地域医療の重要性です。大病院には広域から重症患者が集まるので、中度・軽度、あるいは慢性疾患の被災者まで手がまわりません。災害拠点病院の整備・拡充と同時に、地域の中小病院を災害支援病院として位置づけて、守り充実することが必要です。

また、災害時の病院の電力確保、「心のケア」や、保健師・保健所の役割の重要性なども、東日本大震災から学ぶべき重要な教訓です。

## 19. 障害者、高齢者、乳幼児など要援護者への支援

### 【提案内容】

聴覚障害、視力障害、精神障害、発達障害、知的障害、肢体不自由、人工透析患者、人工呼吸器利用の重症心身障害児者や難病患者など障害者や難病患者、認知症や要介護の高齢者、乳幼児などにたいするきめ細かい災害時支援体制を、当事者・家族の実態・要望を十分にふまえて確立すること。

災害時要援護者のため必要な機能・備蓄等をそなえた「福祉避難所」を、身近な地域ごとに整備すること。

区市町村、地域の町会・自治会、福祉サービス事業者等と協力し、要援護者1人1人にたいする災害時の個別支援計画づくりをすすめること。

### 【提案理由】

障害者、難病患者、高齢者、乳幼児など、「災害弱者」となりやすい人を守り抜くことは、地方自治体の重要な使命です。

災害時の情報伝達、避難の方法、外出時の帰宅支援、避難場所の確保、必要な福祉・医療の提供など、実効性のある支援計画・支援体制をつくり、それを1人1人に周知・徹底することが重要です。

東日本大震災の教訓をふまえ、これまでの要援護者支援計画を再検討し、支援体制を抜本的に拡充強化することが必要です。

## 20. 帰宅困難者対策

### 【提案】

大地震が発生したときには「むやみに移動を開始しない」ことが安全確保の原則であることを都民に周知するとともに、都民が安心してこの原則を実行できるよう、企業・学校・幼稚園・保育所などとその家族などとの間の安否確認・通信手段の確立、食糧など必要な物資の備蓄などを支援すること。

公共施設はもとより、民間の事業所・事務所などの施設を、帰宅困難者の一時受け入れ施設として活用できるよう、必要な備蓄をおこない、電源も確保するよう、協定を結び、支援すること。区市町村や民間事業者等との連携のもと、誘導や帰宅支援の体制や拠点を整備すること。

安否確認などの連絡が確実にできる通信手段、通信システムを、通信事業者と協力して確立すること。これを、学校、福祉施設、中小企業などが導入できるよう、財政支援をおこなうこと。

外国人旅行者など、言語や地理の知識に困難を抱える人々への特別の援助体制を確保すること。

### 【提案理由】

大都市での大規模地震にさいしては、帰宅を急ぐ人々がいちどきに集中して街にあふれ出す事態を回避することが必要です。これらの人々が火災に巻き込まれたり、緊急車両の通行を妨げるなど、二次被害を拡大する危険があります。帰宅困難者対策の基本原則は「むやみに移動を開始しない」ことであり、これを保障するため、企業や学校が従業員や子どもたちを一定期間待機させられること、家族の安否確認の手段を確立し、待機に必要な物資の備蓄を整備すること、それを行政が責任をもって支援することです。

東日本大震災当日の経験は、このことの周知と備えがほとんどなされていなかったことを浮きぼりにしました。とくに、学校、幼稚園、保育所、通所福祉施設などでは、保護者との連絡困難、お迎え・送迎の混乱があり、特別養護老人ホームなどでも職員の帰宅・出勤困難が広範囲に発生しました。

こうした経験から全面的に教訓を汲み取り、都の対策に活かす必要があります。

## 21. 事業所防災体制の整備と中小企業BCP策定への支援

### 【提案】

すべての事業所がみずからの事業所防災計画を作成し、実践できるよう、指導・援助を強めること。事業所が、近隣事業者や地域住民等で組織された自主防災組織との間で災害時応援協定を締結し、役割を発揮できるよう支援すること。

すべての事業所がBCP(事業継続計画)を策定し、それを実行する体制を確立できるよう指導すること。中小企業への支援を具体化し、ひろげること。

### 【提案理由】

大規模地震に備え、事業所・事務所においても、施設の耐震化、従業員の安全確保、食料・飲料水の備蓄等に努めるとともに、周辺地域住民との連携による地域防災力の向上に取り組むことが重要です。

大地震が発生したときに、企業などが損害を最小限にとどめつつ、事業の継続、早期復旧を可能とするために、日頃から訓練し、事業継続の方法・手段などを取りきめておく計画が必要です。とりわけ、中小企業については、このようなBCP策定に取り組む企業をふやすため、都の支援のあり方を具体化し、ひろげていくことが必要です。

## 22. 原子力災害対策

### 【提案】

「東京都地域防災計画」の見直し・修正にあたり、「震災編」だけでなく「原子力災害編」の見直し・修正も行なうこと。

そのさいには、東日本大震災と福島第1原発事故から全面的に教訓を引き出し、原発に批判的な学者を含めて広く有識者、専門家の英知を結集し、都民に開かれた検討のもとに進めること。

浜岡原発での原子力緊急事態の発生を想定し、その重大な影響から都民の生命および財産を守るための計画または指針として策定すること。浜岡原発を廃止するために力をつくすことを明確に打ち出すこと。

### 【提案理由】

現行の東京都地域防災計画「原子力災害編」は、「都内には原子力施設が存在せず、EPZ（緊急時計画区域）にも都の地域は含まれていないので、この計画では都民の不要な混乱を防止することを目的とする」としてあります（第1部総則、第1章第1節「計画の目的」）。このように“東京は安全だ”という前提に立つ発想を転換し、都民が原発の危険性を正確に認識できるように改めるべきです。

浜岡原発は、現在は稼働が一時停止されていますが、国は廃炉しない方針であり、石原都知事も再稼働すべきだとの立場に固執しています。廃炉をめざすべきです。同時に、廃炉されてもなお、使用済み核燃料の保管など、原子力施設としての危険性は続くので、浜岡原発事故を想定して対策計画を立てることが必要です。

以 上